

自転車安全指導について

「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」において、学校、保護者が努めるべき事柄として「点検・整備」「乗車用ヘルメットの着用」「保険等への加入」などが挙げられております。

- ・「点検・整備」については、本校で定期的に自転車点検を実施しています。
- ・「乗車用ヘルメットの着用」については**改正道路交通法の施行により、令和5年4月1日から自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されます。現在のところ学校として義務付ける予定はありませんが、各御家庭で判断してください。**
- ・「保険等への加入」については、高等学校PTA連合会の「賠償責任保障制度」に学校単位で全員加入することになっております。これは加害者になった場合の保険です。
その他、傘さし運転やイヤホンをしての運転などは、厳しく指導いたします。自転車通学をお考えの御家庭については、御入学前に必ずカッパを御購入ください。

インターネットに関する問題行動の指導について

近年、千葉県下において生徒がインターネット上に個人情報や不適切な画像、動画を掲載し、情報が拡散するなどの深刻な問題が発生しています。特に、高校1年生に最も多いと報告されています。

本校においても、インターネット上のトラブルは皆無ではなく、今後も継続的な指導が必要であると考えております。そこで、具体的に問題行動を示すことによって、御家庭の御協力をいただき、事前にトラブル等を防止したいと考えております。以下に列挙する内容に対しては特別指導を含む、何らかの指導を行う可能性がきわめて高いと御理解ください。

【インターネットに関する主な問題行動】

- 1 他人の個人情報を許可なく掲載。
- 2 他人に対する誹謗・中傷の書き込み。（相手が見たかどうかは問わない。）
- 3 学校内の様子（授業、行事等）を動画で撮影し、動画サイトに掲載。
- 4 不適切な行為（アルバイト中の悪ふざけなど）や性的な行為などを撮影し、掲載。
- 5 犯罪の予告又は犯罪に関わっていることが推察される画像や書き込み。
- 6 盗撮画像の掲載。
- 7 特殊詐欺（受け子・出し子・ねずみ講の加害・被害等）関連。

以上の事柄の多くは、行為そのものの違法性が問われるばかりではなく、多くの人や学校、団体に迷惑を掛け、相手が重大な事態に追い込まれた場合などは、単なる「いたずら」や「遊びのつもり」では済まされないケースもあり、警察の介入もあり得ます。

また、自分で掲載した情報や写真が原因で、自分自身が危険にさらされ、事件に巻き込まれるという事例も報告されています。このことから他人を巻き込む形ではなくても積極的に教育的助言を与えていきたいと考えております。御家庭におかれましても、携帯電話、スマートフォンの利用の仕方などについて話をしていただけましたら幸いです。何か御相

談等がありましたら入学後、担任へ連絡してください。よろしくお願いいたします。